

～市民課国保年金係からのお知らせです～

後期高齢者医療制度について

【新しい保険証について】

75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)の方は、4月から保険証が新しくなります。4月1日からは、送付された『後期高齢者医療制度』の保険証を医療機関の窓口で提示して受診して下さい。

【これまで使用していた保険証について】

3月下旬に後期高齢者医療制度の保険証が届いた方は、これまでお使いの老人医療受給者証及び保険証は4月から使用できませんのでご注意下さい。

老人医療受給者証(白いカード) ⇒ 各自で破棄して下さい。

国民健康保険証をお持ちの方 ⇒ 各自で破棄して下さい。

国民健康保険以外の方 ⇒ 各保険者の指示に従って下さい。

【保険料の徴収について】

3月31日現在で国民健康保険・国保組合に加入していて年額18万円以上の年金を受給している方は、4月15日の年金支給日から後期高齢者医療制度の保険料が天引きされます。

対象者の方には、4月上旬に仮徴収額決定通知書と特別徴収開始通知書が送付されます。(国民健康保険・国保組合以外の方は広報3月号(先月号)に掲載している納期によります)

福祉医療から

【4月に小学校入学、又は3月に高校等卒業の方へ】

現在お持ちの福祉医療費受給者証は3月31日で終了となりますが、新たに身体障害者手帳等を所持した18歳以上の方、母子・父子家庭となられた6歳以上の方については引き続きマル福に該当する場合があります。該当すると思われる方は係りまでお問い合わせください。

【福祉医療に該当し更に「自立支援医療受給者証」をお持ちの方へ】

平成20年4月診療分から医療機関での自立支援に係る窓口負担が無くなります。今までの自立支援以外の診療と同じように現物給付となりますので、市役所での手続きもなくなります。ご注意ください。

【就学前の乳幼児のいるご家庭へ】

平成20年4月から医療費の自己負担割合が変わります。満3歳の誕生月を過ぎると3割負担となっていました。4月からは、満6歳未満の乳幼児は全て2割負担となります。マル福については、今までと変わりありません。

お問い合わせ

【後期高齢者医療制度全般について】

秋田県後期高齢者医療広域連合 TEL 018(838)0610

【後期高齢者医療制度の保険証について】

仙北市市民課 国保年金係 TEL (43)3307

国民健康保険から

【平成20年4月から変わります!】

○義務教育就学前の子どもの自己負担割合が2割になります。

「3歳未満」の乳幼児は、医療費の窓口負担が2割となっていますが、その対象年齢が「義務教育就学前(6歳に達する日以降の最初の3月31日まで)」に拡大されます。なお、国民健康保険証及び福祉医療費受給者証等に変更はありません。

○退職者医療制度の対象年齢が65歳未満になります。

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金(厚生年金など)を受けられる75歳未満の人とその被扶養者は退職者医療制度で医療を受けますが、その対象年齢が65歳未満に変わります。65歳になった翌月より、一般国保の加入者となります。国保税の金額や窓口負担割合に変更はありません。

【平成20年4月から1年間変わりません!】

○70~74歳の方の窓口負担割合が据え置かれます。

70~74歳の方の医療費の窓口負担については、平成20年4月から2割に見直される予定でしたが、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間は、現行のまま1割に据え置かれます。

※既に3割負担を頂いている方、後期高齢者医療制度に該当する方は除きます。

【平成20年10月から実施予定です!】

○65歳以上の人の国民健康保険税の年金天引きが始まる予定です。

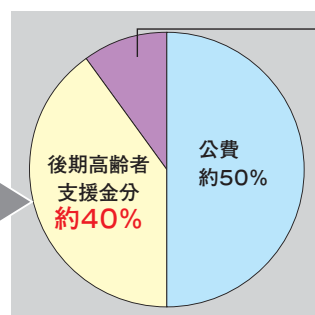
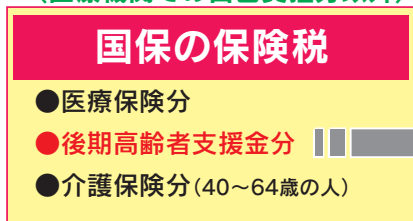
国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険税納付について、年金からの天引き(特別徴収)が始まります。ただし、世帯主が国保被保険者以外の場合や年金額が年額18万円未満の場合、介護保険料の天引きとあわせた額が年金額の2分の1を超える場合は、天引きは実施されません。この場合は、個別に保険税を納めることになります(普通徴収)。

【平成20年度から国保の保険税の決まり方が変わります】

国保の保険税は、これまでは「医療保険分」と「介護保険分(40~64歳の人)」を合わせた額を納めていましたが、平成20年4月からは「**後期高齢者支援金分**」が新しく加えられます。

「後期高齢者支援金分」はこれまでの「医療保険分」の一部が後期高齢者医療制度の財源の一部として明確化されたものです。

●後期高齢者医療制度の財源 (医療機関での自己負担分以外)



【後期高齢者医療制度の保険料について】

仙北市税務課 市民税係

TEL (43) 1117

【国民健康保険及び福祉医療について】

仙北市市民課 国保年金係

TEL (43) 3307

